

学校感染症による出席停止扱いについて

前橋工科大学学長

学校保健安全法第 19 条により、学生が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかる恐れのある場合、本人の休養と他人への蔓延、流行を防ぐために、学長は出席停止の措置をとることができます。

下記の感染症と診断され、病気回復後に登校（学外実習に参加）する場合は、「治癒証明書」を事務局学生係まで提出してください。

記

1 学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1） ＊上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症、

2 出席停止期間（学校保健安全法施行規則第 19 条）

【第 2 種】

感 染 症 名	出 席 停 止 の 期 間
インフルエンザ	発生した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで ＊鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く
百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻 疹	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風 疹	発疹が消失するまで
水 痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性 髄膜炎	症状により学校医その他の医師におい感染のおそれがないと認めるまで

☆ 第 1 種感染症にかかった者については、治癒するまで。

☆ 第 1 種、第 2 種の感染症に家族がかかっている場合、また、地域に流行している場合等、その状況により登校について医師の意見、許可等が必要な場合もあります。

様式第11号

治 癒 証 明 書

前橋工科大学

学籍番号

氏名

病 名

上記の感染症のため 月 日 ～ 月 日まで治療しておりましたが
治癒しましたので登校してよいことを証明します。

年 月 日

医療機関名

医師名